

山形線 (陸中山形～久慈駅)		陸中山形	陸中沼袋	戸呂町口	沢山川	森前	生出町	自動車学校前	碁石前	立正寺前	西の沢	久慈荒町	十八日町	銀行前	新中の橋	門前	東門前	元気の泉	県立病院	元気の泉	東門前	門前	新中の橋	銀行前	
陸中沼袋	2.6	180																							
戸呂町口	4.1	390	270																						
沢山川	2.7	490	390	170																					
森前	5.4	500	500	380	260																				
生出町	1.8	500	500	450	370	150																			
自動車学校前	0.5	500	500	480	400	180	150																		
碁石前	0.6	500	500	480	400	180	150	150																	
立正寺前	0.3	500	500	500	450	220	160	160	150																
西の沢	0.5	500	500	500	450	220	160	160	150	150															
久慈荒町	0.5	500	500	500	450	220	160	160	150	150	150														
十八日町	0.5	500	500	500	470	260	190	190	160	160	160	150													
銀行前	0.1	500	500	500	470	260	190	190	160	160	160	150	150												
新中の橋	0.5	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150											
門前	0.4	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150										
東門前	0.3	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150									
元気の泉	0.4	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150	150								
県立病院	0.5	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150	150	150							
元気の泉	0.5	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150	150	150	150						
東門前	0.4	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150	150	150	150	150					
門前	0.3	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150	150	150	150	150	150				
新中の橋	0.4	500	500	500	500	390	320	320	280	280	280	260	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150			
銀行前	0.5	500	500	500	470	260	190	190	160	160	160	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
久慈駅	0.5	500	500	500	470	260	190	190	160	160	160	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
	24.3																								

1 障がい者等の割引

- (1)障がい者 次の方について、普通旅客運賃の2分の1の額を割り引く。(10円未満は切り上げ)
 ・身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、別表に掲げる第1種または第2種の者
 ・療育手帳の交付を受けた者のうち、A(重度)またはB(重度以外)の判定を受けた者 ※判定区分の標記が異なる場合も対応する
 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (2)介護人 上記の者のうち、身体障害者手帳の第1種の者、療育手帳のA(重度)の者の介護人1人について、普通旅客運賃の2分の1の額を割り引く。(10円未満は切り上げ) ※療育手帳について、判定区分の標記が異なる場合も対応する

2 小児運賃

小児は6歳以上12歳未満(ただし、満12歳であっても小学生は小児とする)とし、普通旅客運賃の2分の1の額を割り引く。(10円未満は切り上げ)